

お知らせ

ワシントン条約：ガラパゴスイグアナの輸出入の手続について

2025 年 8 月 25 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2025 年 5 月 5 日付けでガラパゴスイグアナ 4 種 (*Amblyrhynchus cristatus* (ウミイグアナ) 並びに *Conolophus subcristatus*, *Conolophus marthae*, *Conolophus pallidus* (オカイグアナ属)) の輸出入に関するエクアドル管理当局からの要請 (No. 2025/063) が発出されました。

No. 2025/063

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2025-063.pdf>

当面の間、上記ガラパゴスイグアナ 4 種の生きた個体の輸入手続については、原産国、最終輸出国、ソースコード等にかかわらず、日本への輸入並びに日本からの輸出及び再輸出申請すべてにおいて、エクアドル管理当局に日本管理当局から事前に協議をする必要があります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】エクアドル管理当局からの要請 (No. 2025/063) について一部抜粋 (仮訳)。

- ・エクアドルは、*Amblyrhynchus cristatus*、*Conolophus subcristatus*、*Conolophus marthae*、*Conolophus pallidus* の生きた個体の輸出を商業目的又は個人目的で許可したことはない。特に、ガラパゴス州の特別法により、ガラパゴス諸島に特有の種の本土および海外への輸出は厳しく禁止されている。しかし、これらの種がソースコード C (captive-breeding: 飼育により繁殖させた動物) として国際取引されている。
- ・エクアドルは、2022 年以降、これらの種の輸入を受け入れることで、違法ビジネスや動物の違法取引を助長することのないよう要請してきたが、いまだに取引が記録されている。
- ・したがって、エクアドル政府は、*Amblyrhynchus cristatus*、*Conolophus subcristatus*、*Conolophus marthae*、*Conolophus pallidus* の標本の輸入、輸出、再輸出に関して、エクアドル管理当局との事前の協議なしに許可書や証明書を発行しないよう、すべての締約国に強く要請する。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723